

論 説

経済的実質主義の制定法化に関する一考察(1) －アメリカ連邦所得税における議論を中心として－

本 部 勝 大

1 はじめに

- 1.1 研究の背景
- 1.2 問題の所在

2 経済的実質主義の構造

2.1 判例法理の発展

- 2.1.1 Gregory v. Helvering 事件
- 2.1.2 Knetsch v. United States 事件
- 2.1.3 Frank Lyon Company v. United States 事件
- 2.1.4 Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner 事件
- 2.1.5 ACM Partnership v. Commissioner 事件
- 2.1.6 Compaq Computer Corporation v. Commissioner 事件
- 2.1.7 Coltec Industries, Inc. v. United States 事件

2.2 小括

(以上、本号)

3 制定法化までの経緯と議論

3.1 制定法化の経緯

- 3.1.1 2000年改正への動き
- 3.1.2 2001年改正への動き
- 3.1.3 2002年から2004年の改正への動き
- 3.1.4 2005年の両院合同租税委員会報告以降の法案

3.2 Health Care and Education Reconciliation Act of 2010

- 3.2.1 条文の内容
- 3.2.2 制定法化の評価
- 3.2.3 制定法化以降の判決

3.3 小括

4 おわりに

1 はじめに

1.1 研究の背景

租税回避とその否認は、我が国の税法において、長年様々な議論がなされてきた分野である。租税回避は「課税要件の充足を避けることによる租税負担の不当な軽減又は排除」¹⁾と定義され、一般に「税法上通常のものと考えられている法形式（取引形式）を納税者が選択せず、これとは異なる法形式を選択することによって通常の方法形式を選択した場合と基本的には同一の経済的効果ないし法的効果を達成しながら、通常の方法形式に結びつけられている租税上の負担を軽減又は排除する」²⁾ものとされる。

このような租税回避行為は、経済的ないし法的に同一の事情があれば同じように課税されるべきとする負担衡平および租税平等に反する点で税法上問題がある³⁾とされ、対処がなされてきた。その対策の一つが、租税回避の否認である。租税回避の否認は、納税者の選択した法形式を、通常用いられる法形式に引き直し、課税要件を充足したものと擬制して、課税を行うものである⁴⁾。このような租税回避の否認は、課税要件規定にはない新たな課税要件を作り出すことを意味するため、租税法律主義（憲法 30 条、84 条）の観点から、否認には明文規定が必要であると理解されてきた⁵⁾。また、否認規定についても、租税法律主義から、あらゆる取引を対象とする一般的否認規定の導入には否定的な意見が強く、租税回避の類型に応じて適用要件が定められた個別否認規定を導入することが適切であると考えられてきた⁶⁾。実際の立法においても、適用対

1) 清永敬次『税法』42 頁（ミネルヴァ書房、新装版、2013）。

2) 同上。

3) 同上。

4) 金子宏『租税法』125 頁（弘文堂、第 20 版、2015）。

5) 清永・前掲注（1）43 頁は、租税回避の否認は「従来の課税要件規定には無い新たな課税要件を作りだすことを意味し、したがって、租税法律主義の建前から、そのための明文の規定が必要である」としている。また、金子・前掲注（4）128 頁も、租税法律主義の下で、法律の根拠なしに租税行政庁に否認の権限を認めることは困難であるとし、「法律の根拠がない限り租税回避の否認は認められないと解するのが理論上も実務上も妥当であろう」としている。

6) 岡村忠生ほか『ベーシック税法』54 頁（有斐閣、第 7 版、2013）〔岡村忠生

象が同族会社等に限定された、個別の分野に関する一般的否認規定は存在するものの⁷⁾、適用対象に限定のない一般的否認規定は整備されておらず⁸⁾、多くは個別否認規定を整備することで対処がなされてきた。

1.2 問題の所在

ところが、近年、租税回避を商品として販売するタックス・シェルター⁹⁾の上陸とともに、個別否認規定を整備することで対処する従来のアプローチとは異なる租税回避否認の手法を模索する動きが進められてきている。それは、私法上の法律構成による否認や個別租税法規の拡大解釈あるいは限定解釈による租税回避行為への対応のような「広義の租税回避行為の否認」である¹⁰⁾。私法上の法律構成による否認は、納税者

執筆)は、「租税回避の否認を認める規定(一般的否認規定)の立法も、租税法律主義からは決して好ましいことではない」としている。また、金子・前掲注(4)128頁も、「新しい租税回避の類型が生みだされるごとに、立法府は迅速にこれに対応し、個別の否認規定を設けて問題の解決を図るべきであろう」としている。

- 7) 金子・前掲注(4)126-127頁によれば、同族会社にかかる行為計算否認規定(法人税法132条、所得税法157条1項1号、相続税法64条1項、地方税法72条の43第1項・2項等)、組織再編成にかかる行為計算否認規定(法人税法132条の2、所得税法157条4項、相続税法64条4項、地方税法72条の43第4項等)および連結法人にかかる行為計算否認規定(法人税法132条の3)および外国法人の恒久的施設帰属所得に関する行為計算否認規定(法人税法147条の2、平成28年4月1日施行)が、「個別の分野に関する一般的否認規定」とされる。なお、これらの規定について、金子教授は前掲注(4)の第19版まで、「やや一般的否認規定」と評していた。
- 8) 1961(昭和36)年の税制調査会答申で、国税通則法制定に際して一般的租税回避否認規定の導入が提案されたものの、当該規定の立法化は見送られた。当時の立法の経緯については、雄川一郎ほか「国税通則法をめぐって(1)」ジュリスト251号10頁(1962)、同「国税通則法をめぐって(2)」ジュリスト252号6頁(1962)を参照。
- 9) 中里実『タックス・シェルター』13頁(有斐閣、2002)は、タックス・シェルターを「租税裁定取引を用いて、タックス・ポジションの変更を行うことを目的とする取引を法的に定型化し、それにファイナンス取引に代表されるような投資商品等の装いをほどこして、納税者に販売するもの」と定義する。このようなタックス・シェルターは、商品として納税者に広く販売するために、税負担軽減のみを目的とし、何らの経済的成果を生じさせないことを特徴とする。これは、何らかの経済的成果を達成しながら、それに結びついた税負担を軽減するものである従来の租税回避と異なる特徴である(岡村ほか・前掲注(6)55頁[岡村忠生執筆])。
- 10) 占部裕典「最近の裁判例にみる『租税回避行為の否認』の課題」税法学553号275頁、275頁(2005)。

が租税負担を軽減するために行った試みについて、私法上の法律関係が形成されていない（租税回避が成立していない）と事実認定・契約解釈の領域で判断することで、否認と同等の結果に到達するものである。例えば、映画フィルムリース事件¹¹⁾では、課税庁が、事実認定および契約解釈に基づき映画フィルムの所有権の移転は成立していないとの主張を行い、下級審がこの主張を是認した¹²⁾。

他方、個別租税規定の拡大・縮小解釈による租税回避への対処は、個別租税規定の趣旨・目的に沿って規定を拡大・限定解釈することで、否認と同等の結果に到達するものである。例えば、外国税額控除事件では、下級審が、アメリカ法における Gregory 事件判決を引用し、条文にない「事業目的」の要件を読み込んで法人税法 69 条を限定解釈する手法をとった¹³⁾。

以上の通り、近年の課税庁および裁判所は、タックス・シェルターへの対抗策として、実質主義的なアプローチをとる傾向がある。これらのアプローチの誕生は、新たな租税回避の類型が生まれるたびに、個別否認規定を整備することで租税回避に対処してきた我が国の税法が、限界を迎えつつあることを示していると考えられる。

この限界は、世界でも認識され、対処がなされつつある。近年、納税者がアグレッシブなタックス・プランニングを実行することで税負担を軽減し、各国の歳入に影響を与えるケースが顕在化している¹⁴⁾。こうし

11) 最判平成 18 年 1 月 24 日民集 60 卷 1 号 252 頁。

12) 第一審（大阪地判平成 10 年 10 月 16 日訟月 45 卷 6 号 1153 頁）および控訴審（大阪高判平成 12 年 1 月 18 日訟月 47 卷 12 号 3767 頁）は、私法上の法律構成による否認に基づき納税者を敗訴させた。一方、最高裁判決では映画フィルムを組合の事業の用に供していないものと解することで減価償却費の損金算入を否定しており、私法上の法律構成による否認には言及していない。

13) りそな銀行（旧大和銀行）事件（大阪高判平成 15 年 5 月 14 日民集 59 卷 10 号 3165 頁）。同種の別件判決として、三井住友銀行（旧住友銀行）事件（大阪高判平成 14 年 6 月 14 日訟月 49 卷 6 号 1843 頁）、UFJ 銀行（旧三和銀行）事件（大阪高判平成 16 年 7 月 29 日税資 254 号順号 9711）。

14) 例えば、2013 年 5 月 21 日にアメリカ上院国土安全保障・政府問題委員会の常設調査小委員会で行われた所得移転に関する公聴会では、Apple Inc. が、2009 年から 2012 年にかけて、アメリカから法人税率の低いアイルランドに 740 億ドルの所得を移転しながら、タックス・ヘイヴン対策税制の適用を回避していることが指摘されている。U.S. SENATE, PERMANENT SUBCOMMITTEE ON INVESTIGATION OF COMMITTEE ON HOMELAND SECURITY AND GOVERNMENTAL AFFAIRS, OFFSHORE PROFIT SHIFTING AND THE U.S. TAX CODE—PART 2 (APPLE INC.), Hearing, May 21, 2013 (S. Hrg. 113-90, 2013), available at <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/>

た現象は「税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting, BEPS)」として問題視されており、2013年にはOECDが行動計画を公表するなど¹⁵⁾、国際的な議論が進められている。このようなタックス・プランニングに対しては、従来の個別否認規定による対処では限界があるとして、それに替わる新たな対抗策が提案されている。その一つとして挙げられるのが、一般的否認規定 (General Anti-Avoidance Rule, GAAR) の導入である。例えば、BEPSに関するOECDの報告書は、行動計画の要素として一般的否認規定の整備を挙げており¹⁶⁾、また、ヨーロッパにおいても、2012年に欧州委員会が、EU加盟国に対し一般的否認規定の導入を求める勧告¹⁷⁾を採択し、2013年には英国で一般的否認規定¹⁸⁾が導入されるなど、一般的否認規定を採用する動きが世界で進んでいる¹⁹⁾。

CHRG-113shrg81657/pdf/CHRG-113shrg81657.pdf

15) OECD, ACTION PLAN ON BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (2013), available at <http://dx.doi.org/10.1787/9789264202719-en>.

16) OECD, ADDRESSING BASE EROSION AND PROFIT SHIFTING (2013)は、BEPSについての現状を分析した上で、今後のBEPSに対する行動計画の構成要素の一つとして一般的否認規定、CFC税制、恩典制限規定、租税条約濫用防止規定などの租税回避防止措置の実効性確保を挙げている。

17) EUROPEAN COMMISSION, COMMISSION RECOMMENDATION OF 6.12.2012 ON AGGRESSIVE TAX PLANNING, C(2012) 8806, Brussels (2012), available at http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/tax_fraud_evasion/c_2012_8806_en.pdf は、4. General Anti-Abuse Ruleにおいて、「個別否認規定の射程外にあるアグレッシブなタックス・プランニングに対抗するために、加盟国は一般的租税回避否認規定を導入するべきである」と述べている。ただし、これは勧告 (recommendation) であり、法的拘束力は無い。

18) Finance Act 2013 § 206-215.

19) 各国の一般的租税回避否認規定について論じた文献として、以下のものがある。英国について、今村隆「英国における General Anti-Abuse Rule 立法の背景と意義」税大ジャーナル 22号 89頁 (2013)、辻富久「英国における一般的租税回避防止規定の検討について」国士舘大学政経論叢 150号 1頁 (2009)、矢内一好・高橋里枝「英国における租税回避事案と一般否認規定 (1)」月刊税務事例 46巻 5号 61頁 (2014) および同「英国における租税回避事案と一般否認規定 (2)」月刊税務事例 46巻 6号 67頁 (2014)。

カナダについて、今村隆「一般否認規定についてのカナダ最高裁判例の研究」駿河台法学 21巻 2号 192頁 (2008)、同「カナダ一般否認規定についての同国判例とその含意」月刊税務事例 41巻 1号 32頁 (2009)、矢内一好「カナダにおける一般否認規定」月刊税務事例 46巻 11号 65頁 (2014)。

オーストラリアについて、今村隆「オーストラリア一般否認規定の研究」駿河台法学 24巻 1=2号 414頁 (2010)、矢内一好「オーストラリアにおける一般否認規定」月刊税務事例 46巻 12号 59頁 (2014)。

ドイツについて、清永敬次「基地会社とAO42条」『租税回避の研究』260頁 (ミネルヴァ書房、1995、初出・1985)、同「租税回避否認規定の適用例 (その1)」同 137頁 (初出・1986)、同「租税回避否認規定の適用例 (その2)」同 174頁 (初出・1986)、谷口勢津夫「ドイツにおける租税回避の一般的否認規定の最近の

このように、個別否認規定の限界を前に、我が国で従来忌避されてきた一般的否認規定の導入が、世界の主流となりつつある。租税回避対策の国際協調が求められている以上²⁰⁾、近い将来、我が国も従来の個別否認規定による対処を転換し、一般的否認規定を導入する必要に迫られると考えられる。したがって、いま、諸外国がいかなる内容の一般的否認規定を導入しているかを参照し、明らかにしなければならない。

その際に参考となるのが、近年のアメリカ法の動向である。アメリカでは、日本と同様に一般的否認規定を設けていなかったが²¹⁾、その代わりとして、一般的に租税回避を否認する機能を果たす判例法理である「経済的実質主義 (economic substance doctrine)」が発展してきた。さらに、2000年頃からは、判例法理である経済的実質主義を明確化・成文化する試みが始まった。そして、そこから10年に及ぶ議論を経て、2010年に、経済的実質主義を制定法化する内国歳入法典7701条(o)が成立した。当該条項の制定を巡っては、実務家、学界などから様々な見解が示されており、これらのアメリカ法における豊富な資料と経験は、日本法が一

展開」税務大学校論叢40周年記念論文集237頁(2008)、同「ドイツ租税基本法42条の改正内容とその評価—濫用概念を中心に」税研25巻4号13頁(2010)、矢内一好「ドイツにおける一般否認規定」月刊税務事例47巻4号59頁(2015)。

フランスについて、吉村典久「租税回避否認規定と納税者の保護—フランスからの示唆」税務弘報57巻13号43頁(2009)、矢内一好「フランスにおける一般否認規定」月刊税務事例47巻2号66頁(2015)。

韓国について、趙珍姫「韓国の国内法における不当行為計算否認規定に関する研究—判例を中心として」経済集志78巻1号81頁(2008)、高正臣「韓国附加価値税法における不当行為計算否認規定」税法学547号39頁(2002)、同「韓国における租税回避否認規定—不当行為計算否認規定」税法学557号113頁(2007)。

その他諸外国の一般的否認規定の概要を示すものとして、Zoë Prebble, John Prebble (駒宮史博訳)「所得税法の一般的租税回避防止規定と大陸法上の法の濫用法理との比較」租税研究718号293頁(2009)、矢内一好「シンガポールにおける租税回避事案と一般否認規定」月刊税務事例46巻7号86頁(2014)、同「香港の一般否認規定」月刊税務事例46巻8号70頁(2014)、同「インドにおける一般否認規定」月刊税務事例46巻9号78頁(2014)、同「中国における一般否認規定」月刊税務事例46巻10号66頁(2014)、同「アイルランドにおける一般否認規定」月刊税務事例47巻1号58頁(2015)、同「オランダにおける一般否認規定」月刊税務事例47巻3号83頁(2015)。

20) OECD, *supra* note 15, at 48 は、BEPS 対策の国際協調に失敗することは、ハイブリッド・ミスマッチ (二国間の税制上の取扱いの差異) の増加に加え、ビジネスの不明確性の増大、各国の課税所得の奪い合いおよび底辺への競争の増加を招き得ると危惧しており、国際協調の必要性を述べている。

21) 金子宏「租税法と私法—借用概念と租税回避について」租税法研究6号1頁、25頁(1978)。

般的否認規定を導入する際の先例として参考になるとと思われる。

本稿では、アメリカにおける租税回避否認法理の発展から内国歳入法典 7701 条 (o) 制定に至るまでの経緯と、制定法化をめぐる議論を整理した上で、アメリカ法が個別否認規定の限界にどのように対処してきたかを明らかにする。以下では、まず 2 で、アメリカにおける判例法理としての経済的実質主義の構造を示す。次に 3 で、経済的実質主義の制定法化の経緯と、制定法化に関する議論を明らかにし、4 で以上の議論を踏まえた結論を示す。7701 条 (o) については、すでに岡村忠生教授が詳細な論考（講演録）²²⁾ を公表しており、本稿もその分析をもとに検討を行うが、7701 条 (o) 制定に至るまでの立法の経過を整理した点、および制定法化をめぐるアメリカの議論を分析した点に、本稿の特徴がある。

なお、本稿で引用するインターネット上の情報は、2015 年 5 月 30 日時点のものである。

2 経済的実質主義の構造

2.1 判例法理の発展

アメリカでは、従来から、一般的否認規定はなく、個別否認規定を設けて租税回避に対処するのが例であるとされてきた²³⁾。しかし、その一方で、個別否認規定では対処しきれない租税回避を、一般的に否認する機能を果たす、コモン・ロー上の法理 (common law doctrine) が発展してきたことも、アメリカ法の特徴である。一般に、アメリカにおける租税回避否認法理の起源として考えられているのが²⁴⁾、Gregory v. Hervering 事件の控訴裁判所判決（および、それを是認した連邦最高裁判決²⁴⁾）である²⁵⁾。この判決における Learned Hand 判事の意見は、様々な読み方を許すものであり、この判決が、その後の裁判例に引用される過程で、「実質主

22) 岡村忠生「米国の新しい包括的濫用防止規定について」(社)日本租税研究協会第 62 回租税研究大会記録 138 頁 (2010)。

23) 金子・前掲注(21)25 頁。

24) Gregory v. Hervering, 293 U.S. 465 (1935)。

25) 淵圭吾「アメリカにおける租税回避否認法理の意義と機能」学習院大学法学会雑誌 38 巻 2 号 91 頁、104 頁 (2003)。

義 (substance over form)」、 「段階取引法理 (step transaction doctrine)」、 「事業目的法理 (business purpose doctrine)」、 「虚偽取引法理 (sham transaction doctrine)²⁶⁾」 の各法理が形成されて来たと考えられている²⁷⁾。

これら法理は、講学上、それぞれ別の法理として分類されているが、裁判所における実際の運用では、複数の法理を同時に適用して事案の解決にあたることも多かった。そのような過程で生まれたのが、「経済的実質主義 (economic substance doctrine)²⁸⁾」である。経済的実質主義は、事業目的法理や虚偽取引法理といった他の法理を読み込んで生まれたものであると考えられている²⁹⁾。経済的実質主義は、タックス・シェルターへの対抗策として下級審判決で多用され、法理がより一般化されていった。すなわち、ある取引がその法形式に対応する租税上の効果を得るためには、その取引に「経済的実質」が無ければならず、経済的実質の存否は「取引の客観的実質」と「取引の主観的実質」に分けて判断され

26) 「sham」は、渡辺徹也教授によれば、「税法の要求している実体を伴わない取引が『sham』ということになる。(中略) アメリカにおける『sham』の意味するものは、我が国の偽装行為よりかなり広いといえる。その意味では、『sham』には『偽装』以外の訳をあてたほうがよいかもしれない」とされる(渡辺徹也「法人分割と課税—アメリカ法を参考として—」税法学 535号 95頁、108頁、脚注 58 (1996))。先行研究で「sham」にあてられた訳としては、「不真正」(岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法學論叢 136巻 4=6=5号 269頁、325頁 (1995))、「偽装」(岡村忠生「グレゴリー判決再考—事業目的と段階取引」税務大学校論叢 40周年記念論文集 83頁、129頁 (2008))、「見せかけ」(進藤直義「連結納税と自己株式償還—コモン・ロー『見せかけ取引の法理』の適用」NUCB journal of economics and information science 57巻 2号 75頁、76頁 (2013))、「虚偽」(瀧圭吾「アメリカにおける租税回避否認法理の意義と機能」学習院大学法学会雑誌 38巻 2号 91頁、104頁 (2003)) など様々なものがあるが、本稿では実体を伴わないという意味を端的に表す「虚偽」の訳語を用いる。

27) 瀧・前掲注 (25) 104頁。

28) 「economic substance doctrine」における「substance」は、「substance over form」のように、形式と対比される「実質」を指すのではなく、問題となる取引に経済的な意味があるか否かという「実態 (または実体)」を指すものである。したがって、「economic substance doctrine」を「経済的実態 (実体) 主義」と訳すのが適切とも考えられ、実際にそのような訳を採用した先行研究も存在する(「経済的実態の法理」と訳すものとして進藤直義「租税法律主義とタックス・コモン・ロー『経済的実態の法理の成文化』」獨協ロー・ジャーナル 7号 147頁 (2012)、「経済実体理論」と訳すものとして松丸憲司「租税回避に対する法人税法 132条等の行為計算否認規定のあり方」税務大学校論叢 51号 387頁 (2006) がある)。しかし、「economic substance doctrine」は「経済的実質主義」と訳すのが一般的であるため、本稿でもその訳語を用いる。

29) 瀧・前掲注 (25) 104頁。

る³⁰⁾。「客観的実質」があると言えるためには、取引にある程度の租税以外の効果 (nontax effect) が存在することが必要である³¹⁾。また、「取引の主観的実質」については、事業目的法理と類似した判断が下されるとされる³²⁾。以下、経済的実質主義に関する判例のうち、委員会報告書等の連邦議会の立法資料で引用されるなど、3で述べる制定法化と関係が深いものを概観し、判例法理の発展と制定法化との関連を整理する。

2.1.1 Gregory v. Helvering 事件³³⁾

原告 Evelyn F. Gregory (以下「Gregory」という。)は、United Mortgage Corporation (以下「United」という。)の発行済株式 5,000 株の全てを所有していた³⁴⁾。United は、多額の含み益を有する Monitor Securities Corporation (以下「Monitor」という。)の株式 1,000 株を所有していた。

1928 年 9 月 18 日、Gregory は、Averill Corporation (以下「Averill」という。)を設立した³⁵⁾。同年 9 月 20 日、United は Monitor 株 1,000 株を Averill に譲渡し、その対価として Averill 株が Gregory に対して発行さ

30) Joseph Bankman, *The Economic Substance Doctrine*, 74 S. CAL. L. REV. 5, 9 (2000).

31) *Id.* at 12.

32) *Id.*

33) Gregory v. Helvering, 27 B.T.A. 223 (1932), *rev'd*, 69 F.2d 809 (2d Cir., 1934), *aff'd*, 293 U.S. 465 (1935)。本件に関する文献として、須貝脩一「米国判例にあらわれた実質主義 (3)」税法学 177 号 1 頁 (1965)、同「米国判例にあらわれた実質主義 (4)」税法学 178 号 1 頁 (1965)、今村隆「租税回避の否認と契約解釈 (3)」税理 43 卷 1 号 242 頁 (2000)、渡辺徹也『企業取引と租税回避』137 頁 (中央経済社、2002)、大塚正民「グレゴリー事件判決：税考古学的立場からの考察」石島弘ほか編『納税者保護と法の支配——山田二郎先生喜寿記念』411 頁 (信山社、2007)、新谷幹雄「事業目的の原理を確立したとされる Gregory 事案について」中央大学大学院論究経済学・商学研究科篇第 44 号 1 頁 (2012)、今村隆「租税回避についての最近の司法判断の傾向 (その 1)」租税研究 684 号 87 頁 (2006)、「事業目的の法理」と「段階取引の法理」の Gregory 事件判決からの発展過程を論じたものとして岡村忠生「グレゴリー判決再考—事業目的と段階取引」税務大学校論叢 40 周年記念論文集 83 頁 (2008)、金子宏「租税法と私法」租税法研究 6 号 24 頁 (1978)、Gregory 事件判決について日本法との比較を行ったものとして袴田裕二「Gregory 事件判決について (日米比較の視点から)」税大ジャーナル 24 号 59 頁 (2014)、Gregory 事件以後のアメリカにおける租税回避法理の発展過程を研究したものとして袴田裕二「Gregory 事件判決と租税回避否認法理の形成—Gregory 事件判決から 1950 年代まで—」税大ジャーナル掲載予定 (2014) (<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/journal.htm>にて閲覧自体は可能)がある。

34) Gregory, 27 B.T.A. at 224.

35) *Id.*

れた³⁶⁾。同年9月24日、Averillは清算され、その全資産、すなわち Monitor 株が、唯一の株主である Gregory に分配された³⁷⁾。そして同日、Gregory は Monitor 株を第三者に売却した³⁸⁾。Gregory は、これらの取引を、制定法の組織再編成条項が適用されるものとして扱い、Monitor 株の売却益をキャピタル・ゲインとして申告した³⁹⁾。

内国歳入庁長官が、Averill の設立は実質がなく無視されるべきであるとして、United から Gregory に Monitor 株が配当されたものとして課税したため、Gregory は取り消しを求めて訴訟を提起した。

このスキームでは、United から Averill への Monitor 株の譲渡は課税されず、United から Gregory への Averill 株の発行についても、当時、適格組織再編成とされたため課税されない。また、Averill による Monitor 株の清算分配については、税制上、清算法人は分配資産の含み益について課税を受けず、株主が Averill 株の基準価格と受領した Monitor 株の時価との差額に対し低税率のキャピタル・ゲイン課税のみを受けるとされており、分配された株式の基準価格は公正な市場価格まで引き上げられる。したがって、Gregory は、清算分配時のキャピタル・ゲイン課税のみで Monitor 株の譲渡益を引き出すことが可能となった。

第一審租税訴願庁の Sternhagen 判事は、Averill を否認した課税庁の主張を斥け、納税者を勝訴させた。その理由付けとして、「Averill が存立する短期間の間に、Averill はその株式を発行し、Monitor 株を受領および保有し、清算時に分配する機能を果たした。法人が、法律の下で、あたかもそれらが実質の産物であるかのように認識される限り、法人が一時的な税負担の軽減を達成するために仕掛けられ (devised) ようと、他の適切な目標を達成するために仕掛けられ (devised) ようと、この法人 [Averill:引用者注] を無数の他の法人と区別するものは存在しない」⁴⁰⁾と述べる。また、「法人の仕掛け (device) を認識する知恵について述べるのが何であれ、課税制定法は、明らかにそれを受け入れ、その取引に課税する詳細な方法を定めたので、本件のような事例でそれを無

36) *Id.*

37) *Id.*

38) *Id.*

39) *Id.*

40) *Id.* at 224-25.

視することは、制定法が課す課税の時期、方法および税額を変更することになるだろう⁴¹⁾とする。そして、「注意深く書かれた制定法は、租税政策の文言上の表現通りに解釈されなければならない、司法が考慮する余地をわずかしか与えない。一般の立法計画は恐らく、法人の実体を認識することであり、その認識の見解において、いつ損益が認識され、どの基準では測定されるべきか、具体的に述べることである。我々は、法人の認識を否定し、その取引の考慮を妨げることで、この制定法の計画の有効性を破壊することができない⁴²⁾」として、税法は文言通り解釈しなければならないとした。その結果、本件では「1928年歳入法 112条 (i) による制定法上の組織再編成が存在し、したがって、112条 (g) より、United からの Averill 株の分配について、原告に対する利益は存在しない」と結論づけた。

一方、第二審の第二巡回区控訴裁判所では、Learned Hand 判事が⁴³⁾、第一審の文理解釈を重視するものとは異なるアプローチを取った。Hand 判事は、まず本件の取引の背景を以下の通り認定する。「1928年、United は、Monitor 株を売却することで多額の利益を得ることが可能となった。しかし、これが直接行われた場合、結果として生じた利益について United は通常の税を支払わなければならない、また、納税者も、その利益に手をつけたい場合、配当の形式で行わなければならない、それについて Gregory 個人に付加税の納税義務が生じる。これらの税を可能な限り軽減するため、以下の計画が考案され、実行された⁴³⁾」。

そして、本件について以下の通り判断する。「我々は、取引は、税法の例外に該当しない限り、租税回避または（選択される場合）租税遁脱を行うという願望によって実行されるからといって、その課税を受けない性質 (immunity) を失わないという点で、租税訴訟および納税者に同意する。誰もが、税が可能な限り軽くなるように自らの業務 (affairs) をアレンジすることができる。納税者は、財務省に最大額を払うパターンを選択する必要はない。自らの税を増加させる愛国主義的義務さえ存在しない。したがって、本件で行われたことが、112条 (i) (1) (B)

41) *Id.* at 225.

42) *Id.* at 225-26.

43) *Gregory*, 69 F.2d at 810.

により意図されたことである場合、それが、(実際にはそうであるのだが) 全て所得税を逃れるための入念なスキームであるとの結論を帰結しない。しかし、事実が制定法の定義で用いられる各文言の辞書上の定義を充足するとしても、連邦議会がそのような取引をカバーすることを意図したとの結果にはならない。租税訴願庁が述べたように、条文の明確性が増すほど、解釈の余地は小さくならざるを得ないことは、全くその通りである。しかし、文の意味は、メロディーが音の集まり以上であるのと同様、個々の語の意味以上であり、全てが現れ、集散的に創出する環境 (setting) に対する依拠を取り除くことができる正確さの程度は存在しない。その条項の目的は、十分に明白である。企業——工業、商業、金融その他——に従事する者は、その保有する株式を併合、分割、追加、減少することができる。そのような取引は、利益を『実現』するものと考えられない、なぜならば、集合的利益が依然として分解したままだからである。しかし、その前提は明らかに、再調整が、所有する事業の経営と密接な関係がある理由で行われなければならないということであり、その遂行にとって関係がない、短期間の出来事として行われてはならないということである。株主の課税を回避することは、法人の『組織再編成』と考えられる取引ではない⁴⁴⁾。「我々は、内国歳入庁長官が取引を扱った方法に完全には同意しない。我々は、United による Monitor 株の譲渡、Averill による納税者に対する株式の発行および Monitor 株の Gregory による取得を、機能していない (inoperative) と扱うことができない。設立された目的が何であろうと、Averill は法人格を有していた。譲渡が Monitor 株の権原を移し、納税者は譲受人の株主となった。これらすべての段階は真のもの (real) であり、唯一の欠陥は、取引が、いずれかまたは両方の会社の事業の遂行の一部ではないために、制定法が意味する「組織再編成」ではなかったことである。その結果、全ての手続きが通常の効果をもたらしながらもかかわらず、それらは虚偽 (sham) とみなされる。しかし、税額が内国歳入庁長官の算定通りに算定されようと、配当としての Averill 株の価値にもとづいて算定されようと、その結果は同一である。そして、生じうる唯一の問題は、結果が正しいにも

44) *Id.* at 810-11.

関わらず、部分的に誤った方法によって算定された場合に、除去されなければならないかということである。これは興奮して論じられるけれども、課税庁職員 (assessing official) の理由付けが完全に我々のものではないために、納税者が、自らの課税を回避し得ないことは明らかである⁴⁵⁾。その結果、Hand 判事は、納税者勝訴の原判決を破棄した。

また、連邦最高裁も、第二巡回区控訴裁判所の判決を支持した。Sutherland 判事による法廷意見は、まず、「決定しなければならない問題は、本件で行われたことが、租税上の動機を別として、制定法の意図したものであったかどうかである⁴⁶⁾」とし、納税者の動機を考慮から外し、取引が制定法の意図したものであるか否かをもとに判断すべきであるととした。

その上で、法廷意見は、組織再編成の定義規定である 1928 年歳入法 112 条 (g) を引用し、その意義を次の通り述べた。「[112 条 (g) (i) の：引用者注] subdivision (B) が、一方の法人から他方の法人への資産の譲渡と述べる場合、それは、法人の事業の『組織再編成計画に従って』なされた譲渡を意味する。そして、本件のような、いずれの事業にも関係のない計画に従った、一方の法人から他方の法人への資産の譲渡を意味しない⁴⁷⁾」。

その上で、「簡単にいえば、事業目的または法人の目的を有しない取引は、その真の性質を隠す仮装として法人組織再編成の形式をまとう単なる仕掛け (device) である⁴⁸⁾」と判示し、本件については、「その唯一の目標および成果は、事前に考えた計画の遂行であり、事業または事業の一部を再編成することではなく、一群の株式を原告に譲渡することであった。疑問の余地なく、新たに有効な法人が設立された。しかし、その法人は、あくまでも前述の目論見以上のものではない。法人が設立された目的は他にはない。法人は、法人が果たすべき当初から意図された通り、他の機能を果たさない。その限られた機能が実行された時、法人は直ちに解散する。これらの状況において、事実は自明であり、一つの

45) *Id.* at 811.

46) *Gregory*, 293 U.S. at 469.

47) *Id.*

48) *Id.*

解釈のみを許す。実行された全体は、subdivision (B) の条件に従って行われたけれども、事実上、法人組織再編成として仮装する入念かつ遠回りな譲渡の形式であり、他の何ものでもない。租税回避の動機の考慮を除外するルールは、本件の状況に適切ではない、なぜならば、その表面上の取引は、制定法の明白な意図の外にあるからである」⁴⁹⁾。

連邦最高裁判決の「事業目的または法人の目的を有しない取引」が「単なる仕掛け (device)」にすぎないとの判示は、連邦最高裁が、制定法の要件を満たした取引であっても、事業目的を有しない取引は、そのようには扱われないと初めて示したものと考えられている。この点から、一般に、Gregory 事件判決が事業目的法理の起源であると認識されている⁵⁰⁾。

49) *Id.* at 469-470.

50) Harry Waizer, *Business Purpose Doctrine: The Effect of Motive on Federal Income Tax Liability*, 49 *FORDHAM L. REV.* 1078, 1083 (1981). ただし、金子教授は、「[引用注: Gregory 事件最高裁判決は、] 一般に、『事業目的の原理』(business purpose doctrine) を確立した判決として有名である。この判決が、租税回避行為の否認を認めたものではないことが、判決が許容された手段を用いて租税を回避・軽減する権利を承認していることから、明らかである。しかし、この判決は、組織変更規定の趣旨・目的(立法意図)から事業目的の基準を導き出し、本件の取引は、形の上では組織変更の定義に該当するとしても、租税回避のみを目的とするもので、事業目的を持っていないことを理由に、それは立法者の予定している組織変更にあたらず、したがって非課税規定の適用を受けない、と解することによって、租税回避行為の否認を認めたのと同じ結果に達したのである。」(金子・前掲注(21) 24頁)と述べ、立法趣旨による限定解釈をした判決であるとの見解を示した。我が国においても、外国税額控除に関する事件の諸判決が、この見解に基づいて Gregory 事件判決を引用しており、たとえば大阪地判平成 13 年 12 月 14 日民集 59 卷 10 号 2993 頁は、「被告の主張する判断基準は、グレゴリー事件の判決において示された、当時の歳入法の組織変更規定の趣旨・目的(立法意図)から事業目的の基準を導き出し、当該取引は、形の上では組織変更の定義に該当するとしても租税回避のみを目的とするもので、事業目的を持っていないことを理由に、それは立法者の予定している組織変更には当らず、したがって、非課税規定の適用を受け得ない、と解することによって、租税回避行為の否認を認めたのと同じ結果に到達した解釈技術、すなわち、非課税規定の立法目的にてらして、その適用範囲を限定的にあるいは厳格に解釈し、その立法目的と無縁な租税回避のみを目的とする行為をその適用範囲から除外するという解釈技術を本件事案に導入したものと考えられる」とする。

2.1.2 Knetsch v. United States 事件⁵¹⁾

原告 Karl F. Knetsch (以下「Knetsch」という。)は、1953年12月11日、Sam Houston Life Insurance Company (以下「Sam Houston」という。)より、30年満期の年金貯蓄証券40万4000ドル分を購入した⁵²⁾。当該年金は、利率2.5% (年複利) で解約返戻金が増額する (すなわち、受取利子が生じる) 性質のものであった⁵³⁾。Knetschは、当該年金の代金のうち4,000ドルのみを小切手で支払い、残額400万ドルは購入と同時に当該年金を担保とする手形をSam Houstonに振り出し、支払いに当てた⁵⁴⁾。この手形の支払利子は年利3.5%であり、借り入れと同時に1年分の前払利子として14万ドルを現金で支払った⁵⁵⁾。また、当該年金は、契約1年目について410万ドルまでの借り入れを認めていたため、証券購入から5日後、Knetschは、借入可能な額より1,000ドル少ない9万9000ドルを追加で借り入れた。同時に、同条件の手形をSam Houstonに振り出し、前払利子として3,465ドルを支払った⁵⁶⁾。その結果、1953年中、Knetschは総額14万3465ドルの利子を支払った⁵⁷⁾。

契約2年目も同様に、Knetschは借入総額409万9000ドルの前払利子として1954年12月11日に14万3465ドルを支払った⁵⁸⁾。そして、同年12月30日に、契約2年目に借入可能な額420万4000ドルより1000ドル少ない10万4000ドルの同条件の手形を振り出し、3,640ドルの利子を前払いした⁵⁹⁾。その結果、1954年中の支払利子は、総額14万7105ド

51) Knetsch v. United States, Civ. No. 577-57 WM, 1958 U.S. Dist. LEXIS 4564 (S.D.Cal. Nov. 5, 1958), *aff'd*, 272 F.2d 200 (1959), *aff'd*, 364 U.S. 361 (1960). 本件に関する文献として、岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法學論叢136巻4=6=5号269頁(1995)、清水一夫「課税減免規定の立法趣旨による『限定解釈』論の研究—外国税額控除事件を出発点として—」税務大学校論叢59号245頁(2008)、今村隆「租税回避とは何か」税務大学校論叢40周年記念論文集11頁(2008)がある。

52) *Knetsch*, 364 U.S. at 362.

53) *Id.*

54) *Id.*

55) *Id.* at 362-63.

56) *Id.* at 363.

57) *Id.*

58) *Id.*

59) *Id.*

ルとなった⁶⁰⁾。これらの一連の取引はその後も毎年継続し⁶¹⁾、1956年末の年金解約時では、Knetschの解約返戻金は430万8000ドル、債務は430万7000ドルとなり、Knetschは差額の1,000ドルを受け取ることとなった⁶²⁾。

内国歳入庁長官は、この取引による支払利子の控除を認めず、過少申告と判断した。Knetschは不足税額を納付後、還付を求めて訴訟を提起した。

このスキームでは、利率3.5%で借り入れた資金を利率2.5%の年金証券に投資していることから、経済的には課税前利益が発生しない。しかし、租税を考慮した場合、解約返戻金の毎年の増加は、年金の解約または譲渡まで課税が繰り延べられ、さらにキャピタル・ゲインとして低税率で課税される一方で、毎年の支払利子は、その課税年度に控除され、他の所得と相殺することができるため、課税後には利益が生じることになる⁶³⁾。

第一審カリフォルニア州南部地区連邦地方裁判所では、Knetschが⁶⁴⁾、1939年内国歳入法典23条(b)および1954年内国歳入法典163条(a)の定める、控除可能利子を生む債務を負ったか否かが争われた。そしてMathes判事は、「原告は、これら証券の購入について、利益のために取引に参加したわけではなかった。原告の債務は、原告のSam Houstonとのいずれの取引によっても創出されなかった。原告側の債務に対する個

60) *Id.*

61) ただし、1955年および1956年については本件訴訟で争われていない。

62) *Knetsch*, 364 U.S. at 364.

63) Walter J. Blum, *Knetsch v. United States: A Pronouncement on Tax Avoidance*, 1961 SUP. CT. REV. 135, 137 (1961) の note 8 では、以下の通り、より詳細な分析がなされている。契約期間中、Knetschが利子として支払った現金は総額441,315ドルであり、解約返戻金の増加に対応する借入れおよび解約時の差額として受け取った現金は総額308,000ドルである。したがって、Knetschの現金支出は、2つの差額133,315ドルと、最初に支払った現金4,000ドルの、計137,315ドルとなる。仮に、Knetschが利子控除を全額利用できる所得を有しており、連邦所得税について90%の税率区分にいる場合、取引に関するKnetschの純コストは最初の4,000ドルの現金投資と、支払利子総額の10%にあたる44,131ドル50セントを合わせた48,131ドル50セントである。さらに、解約返戻金の増加額が税率25%の長期キャピタル・ゲインに該当すると仮定すれば、Knetschの課税後の純受取額は、受取総額308,000ドルの75%にあたる231,000ドルである。したがって、Knetschの課税後の純利益は、231,000ドルから44,131ドル50セントを引いた192,868ドル50セントとなる。これは、実際の現金支出である137,315ドルよりも大きい。

人的責任は、原告の Sam Houston との取引によって創出されなかった。原告の Sam Houston との取引に商業上の経済的実質は存在しない。金銭その他の経済的利益は Sam Houston から原告によって受領されない。Sam Houston への支払いは、形式上、金銭の使用または猶予の対価であるけれども、それらは、実質がない。利子の支払いとして、取引は虚偽 (sham) である。1953 年の原告から Sam Houston への支払い 14 万 3465 ドルも、1954 年の支払い 14 万 7105 ドルも、1939 年内国歳入法典 23 条 (b) または 1954 年内国歳入法典 163 条 (a) それぞれの範疇にある債務に基づく利子の支払いではない⁶⁴⁾と述べ、納税者を敗訴させた。

第二審第九巡回区控訴裁判所の Stephens 判事も、類似の取引が独立の経済的目的および実質を欠くために税法上無視されるとした Weller v. Commissioner 事件第三巡回区控訴裁判所判決⁶⁵⁾を引用し、第一審判決を支持した。

連邦最高裁の Brennan 判事による法廷意見は、Knetsch と Sam Houston の取引が、1939 年内国歳入法典 23 条 (b) および 1954 年内国歳入法典 163 条 (a) の定める「債務 (indebtedness)」を創出したのか、下級審が判断した通り虚偽 (sham) であったのかを検討する。その際、Gregory v. Hervering 事件連邦最高裁判決の「決定しなければならない問題は、本件で行われたことが、租税上の動機を別として、制定法の意図したものであったかどうかである」とのアプローチをとった。その上で、借入れによる年金証券取得という取引はフィクションであり、貸付けは虚偽 (sham) であるとし、「利子」の支払は、債務の外観を作るために過ぎず、そのほとんどは、「貸付」の形を取って納税者に払い戻されていたと認定した。

Knetsch 事件の連邦最高裁判決で重要な点は、取引が租税以外の利益 (beneficial interest) を生み出さない点に着目していることである。連邦最高裁は、Knetsch と Sam Houston との取引は、「税負担を軽減する以外に、納税者の受ける利益 (beneficial interest) に何らの影響も与えない」⁶⁶⁾

64) *Knetsch*, 1958 U.S. Dist. LEXIS 4564, at *5-6.

65) *Weller v. Commissioner*, 270 F.2d 294 (3d Cir. 1959).

66) *Knetsch*, 364 U.S. at 366. この判示部分については、*Gilbert v. Commissioner*, 248 F.2d 399 (2d Cir. 1957) における *Leaned Hand* 判事の反対意見を引用している。Gilbert 事件は、納税者が自ら設立した会社に資金を提供したが、当該資金

と述べた上で、「Knetsch が、本件取引から実現した実質は、租税上の控除を除いて何もない」⁶⁷⁾と認定し、Knetsch を敗訴させている。したがって、この判決で、連邦最高裁が、税負担の軽減以外の利益 (beneficial interest) のない取引は、経済的実質がないため、虚偽 (sham) 取引として否認されるとの法理を認めたといえる⁶⁸⁾。したがって、従来、虚偽取引法理 (sham transaction doctrine) では、事実における虚偽 (sham in fact) が対象とされてきたが、本判決により、経済的実質が存在しないとされた取引についても、虚偽 (sham) 取引とされることとなった (sham in substance)⁶⁹⁾。

2.1.3 Frank Lyon Company v. United States 事件⁷⁰⁾

1965年、アーカンソー州の州法銀行 Worthen Bank & Trust Company (以下「Worthen」という。)は、自社本店が入居する高層ビルの建設を計画した⁷¹⁾。Worthen は当初、敷地およびビルを自ら所有するため、社債発行および敷地を担保とした借入れによる資金調達を予定したが、州および連邦の規制のため、計画の撤回を余儀なくされた⁷²⁾。

そこで、Worthen は、ビルを第三者に譲渡し、リースバックを受けるセール・アンド・リースバック計画を採用し、州および連邦当局の承認

が回収不能になったため、税法上貸倒損失として扱うことを求めたものの、内閣蔵入庁長官は、当該資金の提供は融資ではなく出資であるとして、これを認めなかったとの事案である。Medina 判事の法廷意見が、融資と認められるかどうかは、実質的な経済的実体 (substantial economic reality) の有無、特に、合理的な返済の期待の有無で決せられるべきであると判断したのに対し、Hand 判事は、「納税者が、税負担を軽減する以外に、納税者の受ける利益 (beneficial interest) に何らの影響を与えない取引に従事する場合には、法はその取引を無視するだろう」(Gilbert, 248 F.2d at 411)とした。

67) *Id.* at 366.

68) 岡村・前掲注(51) 355頁。

69) 清水・前掲注(51) 266頁。

70) Frank Lyon Company v. United States, No. LR-73-C-247, 1975 U.S. Dist. LEXIS 11934 (W.D. Ark. Jun. 11, 1975), *rev'd and rem'd*, 536 F.2d 746 (8th Cir. 1976), *rev'd*, 435 U.S. 561 (1978).

71) *Frank Lyon*, 435 U.S. at 563.

72) 当時のアーカンソー州法によれば、州法銀行の発行する社債は、州法の上限を超える利息を付すことができなかったため、市場での需要が低く、資金調達が成功しない可能性が高かった。また、当時の州法および連邦法によれば、州法銀行が、一定額以上の敷地に投資するためには監督官庁による事前の許可が必要であったが、当該計画は許可を得られる見込みがなかった。See *Id.*

を得た⁷³⁾。ビルの完成後、Worthern は、原告 Frank Lyon Company (以下「Lyon」という。) に買戻しオプション付きで建物を譲渡し、リースバックを受けた⁷⁴⁾。Lyon は、ビルの代金 764 万ドルのうち、50 万ドルのみを自己資金でまかない、残りの 714 万ドルを New York Life Insurance からの借入れによって調達した⁷⁵⁾。リース期間は 1969 年 12 月 1 日から 25 年で、Lyon による資金の借入期間と同一であった。また、リース料についても、Lyon の借入金の返済額と同額に設定された⁷⁶⁾。Lyon は、1969 年の申告書で、建物の減価償却費および借入金の支払利子の控除を求めたが、内国歳入庁長官がこれを認めず、過少申告を認定した。Lyon は不足税額を納付し、還付を求めて訴訟を提起した。

第一審アーカンソー州西部地区連邦地方裁判所は、まず、当事者間の客観的、主観的意向が、買戻しオプション付きセール・アンド・リースバック取引を实行することであると認定した。そして、当該買戻しオプションが行使されまで、Worthern が建物の所有権を取得することはなく、原告が建物の真の所有者である (したがって、減価償却費の控除が認められる) と判示した。そして、債務については、債権者が原告の財務状態を調査し、原告と 6 ヶ月にわたり詳細について交渉し、原告を債務者と扱った事実から、「原告は、Worthern の New York Life Insurance Company からの借入れのための単なる『導管』ではない」⁷⁷⁾ として、原告を真の債務者と認定し、支払利子についても控除を認めた。

ところが、第二審第八巡回区控訴裁判所の Bright 判事は、Worthern と Lyon の取引を検討し、「納税者が Worthern の建物に関して得た利益、リスク、負担はあまりにも実質が無く、税法上 [Worthern の建物の：引用者注] 所有者の地位を立証できない。納税者が Worthern の建物の所有者として減価償却控除を求めることは、否定されなければならない」⁷⁸⁾ と判示した。納税者による建物の減価償却費の控除は認められず、また、支払利子についても、「証拠から、借入金の真の抵当が建物であり、借

73) *Id.* at 565.

74) *Id.* at 565-66.

75) *Id.* at 566.

76) *Id.*

77) *Frank Lyon*, 1975 U.S. Dist. LEXIS 11934 at *11.

78) *Frank Lyon*, 536 F.2d at 754.

入金支払いの維持に真の関心を有する当事者が *Worthern* であることは明らかである。我々は、納税者が、*Worthern* から *New York Life Insurance* に対してなされる借入金支払いの単なる導管の役割を果たすにすぎないとの政府の立場を支持する⁷⁹⁾として、控除を認めなかった。

一方、連邦最高裁の *Blackmun* 判事による法廷意見は、まず、「多くの判決において、当裁判所は、形式的な法的権原の譲渡によって、資産の所有に帰属される税負担を移転することは、譲渡人が譲渡された資産に対する有意義な支配を維持している場合、認めてこなかった。この実質主義の適用に際して、当裁判所は、当事者が採用した特定の形式ではなく、取引の客観的な経済的実体 (economic reality) を対象に検討してきた。当裁判所は、客観的な経済的実体に反する場合には、決して、『単なる書類上の方策 (the simple expedient of drawing up papers)』を、課税を左右するものとみなしてこなかった⁸⁰⁾として、従来判例法を要約する。その上で、「本件のように、事業または規制のために強制または促進され、租税と無関係な考慮が含まれている取引であり、無意味なラベルが貼られた租税回避の性質によって形成されたのではなく、複数の当事者による経済的実質を有する真の取引が存在する場合、政府は、当事者が行った権利義務の分配を尊重しなければならない⁸¹⁾として、*Worthern* がセール・アンド・リースバック取引を行ったのは、銀行法上の規制に従う必要があったためと認定し、納税者敗訴の原判決を破棄した⁸²⁾。

本件は「租税と無関係な考慮が含まれている取引」で、「経済的実質を有する真の取引」である場合、政府はその取引を税法上認めなければならないとして、納税者勝訴で幕を閉じた。しかし、同じくセール・アンド・リースバック取引に関する *Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner* 事件で、本件連邦裁高裁判決について新たな解釈が導き

79) *Id.* at 754.

80) *Frank Lyon*, 435 U.S. at 572-73.

81) *Id.* at 584.

82) 法廷意見に対しては、*White* 判事と *Stevens* 判事が反対意見を述べている。*White* 判事は、第八巡回区控訴裁判所の意見と同様の理由付けで原判決を支持する (*Frank Lyon*, 435 U.S. at 584 (*White, J., dissenting*)). また、*Stevens* 判事の反対意見は、*Lyon* が資産価値の増減に関するリスクを負っていないことを理由に減価償却費の認識を否定する (*Id.* at 584-87 (*Stevens, J., dissenting*)).

出された。この解釈が、経済的実質主義の法理として発展していくことになるが、この点については、次の 2.1.4 で詳述する。

2.1.4 Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner 事件⁸³⁾

1976 年、原告 Rice's Toyota World, Inc. (以下「Rice」という。)は、コンピューターのリース会社である Finalco から、中古コンピューターを 145 万 5227 ドルで購入した⁸⁴⁾。Rice は、コンピューターを購入代金のうち 25 万ドルをリコース手形で、120 万 5227 ドルをノンリコース手形 (nonrecourse notes)⁸⁵⁾ で支払った⁸⁶⁾。

その後、Rice は 8 年契約でこのコンピューターを Finalco にリースバックした⁸⁷⁾。Rice が Finalco から受け取るリース料は、Rice が支払う毎年のノンリコース手形の債務を 1 万ドル超えるように設定されていた⁸⁸⁾。Rice は、1976 年、77 年、78 年の申告書でコンピューターの減価償却費と手形の支払利子の控除を求めたが、内国歳入庁長官がこれを認めなかったため、取り消しを求めて訴訟を提起した。

第一審租税裁判所は、Frank Lyon 事件最高裁判決を引用しつつ、「納税者は、一般に、租税回避の動機からであるとしても、租税に関係しない目的または事業上の目的が同時に存在する場合、その事業上の取引を自ら望むとおりに構築することが認められる。重要な点は、取引の形式ではなく実質が課税結果を決めるということである」⁸⁹⁾と述べ、「納税者

83) Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner, 81 T.C. 184 (1983), *aff'd in part, rev'd in part*, 752 F.2d 89 (4th Cir. 1985). 本件に関する文献として、David T. Popwell, *Rice's Toyota World, Inc.: Fourth Circuit Extends Sham Transaction Doctrine To Equipment Leasing Tax Shelter*, 43 WASH. & LEE L. REV 317 (1986)、今村隆「一般否認規定についてのカナダ最高裁判例の研究」駿河台法学 21 巻 2 号 192 頁 (2008) がある。

84) *Rice's Toyota World*, 752 F.2d at 91.

85) BRYAN A. GARNER ET AL., BLACK'S LAW DICTIONARY 10TH EDITION, 1220 (2014) の「nonrecourse」の説明によれば、「債務の引当てとなる担保からのみ満足を受け、債務者の他の資産からは満足を受けない債務」とされる。また、田中英夫ほか編『英米法辞典』590 頁 (東京大学出版会、1991) の「nonrecourse mortgage」の説明によれば、ノンリコースは「被担保債権の弁済につき債務者の責任が抵当権の対象となる不動産等に限定され、それ以上の財産は引当とならない旨の約定」を指す。

86) *Rice's Toyota World*, 752 F.2d at 91.

87) *Id.*

88) *Id.*

89) *Rice's Toyota World*, 81 T.C at 196.

が潜在的なタックス・ベネフィットを認識して、経済的価値が疑わしい取引に参加した場合には、虚偽取引法理（sham transaction doctrine）により形成されてきたテストを適用し、事業目的または経済的実質が存在するかどうかを判断する⁹⁰⁾とした。その上で、まず、事業目的のテストを行い、Riceの社長がリース期間後取得することとなるコンピューターの価値に注意を払わず、タックス・ベネフィットのみに関心があったこと、コンピューターの購入価格が水増しされ、ノンリコース手形で借入れられていたことなどから、租税上の利益を得ること以外の事業目的を欠くとした。さらに、経済的実質のテストについても、「もし本件投資の客観的分析によって、本件取引の形式を正当化するような経済的利益が生み出される現実的可能性が示されるならば、本件取引は、虚偽（sham）とはされない⁹¹⁾とした上で、本件取引によって利益を得る可能性がないとして、減価償却費および支払利子の控除を認めない判断を下した。

一方、第二審の第四巡回区控訴裁判所は、「租税裁判所は、Frank Lyon 事件最高裁判所判決が、取引が税法上虚偽（sham）か否かを判断するために、主観と客観の2つのテストを要求していると解釈している⁹²⁾と述べ、その解釈を支持した。そして、第一審と同様に「ある取引が虚偽（sham）と扱われるためには、裁判所は、その取引に参加するに際し、タックス・ベネフィットを得ること以外の事業目的によって動機づけられていないこと、および、その取引が、利益を得る合理的可能性がないとの理由で、経済的実質を欠くことを認定しなければならない⁹³⁾として、主観と客観の二段階での判断が必要であるとした⁹⁴⁾。そして、控訴裁判所は、減価償却費の計上については、第一審と同様に認められないとしたが、借入れについては、経済的実質の存在する真正な債

90) *Id.*

91) *Id.* at 203.

92) *Rice's Toyota World*, 752 F.2d at 91.

93) *Id.*

94) このテストは、タックス・ベネフィットを得る以外の目的が存在せず、かつ、経済的実質を欠くことが認定できた場合に、取引を否認するものである。したがって、納税者の側から見れば、「税以外の目的が存在すること」または「経済的実質が存在すること」のいずれかを立証できれば取引の否認を免れるので、disjunctive test（後述）である。

務であるとして、支払利子の控除を認めた。

この控訴裁判所判決により、Knetsch 事件連邦最高裁判決が示した、税負担の軽減以外の利益の有無により取引が虚偽 (sham) か否かを決定する虚偽取引法理 (sham transaction doctrine) と、Gregory 事件連邦最高裁判決が示した事業目的法理が統合され、主観的テストと客観的テストの2つのテストにより虚偽 (sham) 取引であるか否かを判断する新たな法理が生み出された。これが、いわゆる経済的実質主義の法理 (economic substance doctrine) であり、主観面と客観面によるテストは二分肢テスト (two prong test) と呼ばれる。この判決で示された法理は、アメリカにおけるタックス・シェルターの発達とともに、シェルターへの対抗策として後の判決でも引用され、判例法理として定着していくこととなった⁹⁵⁾。

2.1.5 ACM Partnership v. Commissioner 事件⁹⁶⁾

1988年、Colgate は子会社の売却により1億474万3250ドルのキャピタル・ゲインを得た⁹⁷⁾。そこで、Colgate は、投資銀行 Merrill Lynch の助言をもとに、パートナーシップを用いた税負担軽減プランを採用した。このパートナーシップは、当初、Algemene Bank Nederland (以下「ABN」という。)の支配下にあるオランダ法人 Kannex が82.6%、Colgate の完全子会社 Southampton が17.1%、Merrill Lynch Capital Service の完全子

95) Rice's Toyota 事件控訴裁判所判決を引用し、二分肢テストを採用した主な判決として、租税裁判所の *Rose v. Commissioner*, 88 T.C. 386, 408 (1987)、連邦請求裁判所の *Transpac Drilling Venture v. United States*, 32 Fed. Cl. 810, 820 (1995)、第三巡回区控訴裁判所の *Lerman v. Commissioner*, 939 F.2d 44, 49, n.6 (3d Cir. 1991)、第四巡回区控訴裁判所の *Friedman v. Commissioner*, 869 F.2d 785, 792 (4th Cir. 1989)、第八巡回区控訴裁判所の *Shriver v. Commissioner*, 899 F.2d 724, 725-26 (8th Cir. 1990) がある。

近年でも、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所 (第二巡回区) の *Altria Group, Inc. v. United States*, 694 F. Supp. 2d 259, 281 (S.D.N.Y. 2010)、ミネソタ州連邦地方裁判所 (第八巡回区) の *WFC Holdings Corp. v. United States*, 2011 U.S. Dist. LEXIS 113382, *87-88 (D. Minn. Sep. 30, 2011) および *Wells Fargo v. United States*, 2013 U.S. Dist. LEXIS 163955, *10-11 (D. Minn. Oct. 25, 2013) で、同判決が引用され、二分肢テストが採用されており、判例法理として定着したものと考えられる。

96) *ACM Partnership v. Commissioner*, 73 T.C.M. (CCH) 2189 (1997), *aff'd in part, rev'd in part*, 157 F.3d 231 (3d Cir. 1998).

97) *ACM Partnership*, 157 F.3d at 233.

会社 MLCS が 0.3% の持分を有し、ACM Partnership（以下「ACM」という）と称された⁹⁸⁾。

ACM は、以下のような contingent installment sale transaction (CINS 取引) を行った。まず、ACM が Citicorp の債券を額面 2 億 500 万ドルで購入し、約 3 週間後、この債券を第三者に対して 1 億 7500 万ドルで売却する⁹⁹⁾。ACM は、その対価として、現金 1 億 4000 万ドルと時価約 3500 万ドルの LIBOR 債券を受領する¹⁰⁰⁾。この LIBOR 債券は、想定元本 9776 万ドルに対する 3 ヶ月 LIBOR の額を、1990 年 3 月 1 日から四半期ごとに 20 回にわたり支払うものである¹⁰¹⁾。

ACM は、この売却は、売却の対価として受け取る額の上限が確定していないが、LIBOR 債券に基づく受取りが 6 課税年度に及ぶことは確定しているため、暫定所得税規則 § 15a.453-1 (c) (3) の contingent payment sales に該当するとして、内国歳入法典 453 条の割賦販売と扱った¹⁰²⁾。その結果、ACM は、連邦所得税法上、Citicorp 債券の基準価格を 6 年間にわたって均等に回収することとなった。これにより、ACM は 1989 年 11 月 30 日までの会計年度に 1 億 1074 万 9239 ドル 42 セントのキャピタル・ゲインを認識した¹⁰³⁾。この利益は期末におけるパートナーらの資本勘定 (capital account) に比例して配賦されるが、そのうち 82.6% が配賦される Kannex はオランダ法人であり、アメリカの連邦所得税が課されない¹⁰⁴⁾。

その後、1991 年 12 月 31 日までの会計年度で、Colgate が Kannex から ACM の持分の一部を買い取り、ACM が Kannex の残りの持分を償還することによって、ACM の持分比率は、Colgate と Southampton が合算で 99.7 パーセントを占めるに至った¹⁰⁵⁾。そしてこの会計年度に、ACM は 1096 万 1581 ドルで LIBOR 債券の一部を売却し、8499 万 7111 ドルのキャピタル・ロスを認識した。その大半が、Colgate と Southampton

98) *Id.* at 239.

99) *Id.* at 240.

100) *Id.*

101) *Id.*

102) *Id.* at 242.

103) *Id.*

104) *Id.*

105) *Id.*

に配賦され、Colgate はキャピタル・ゲインを相殺した¹⁰⁶⁾。内国歳入庁が、ACM の 1991 年分のキャピタル・ロスの控除を否認したため、取消しを求める訴訟が提起された。

第一審租税裁判所における争点は、ACM が計画した一連の投資と処分が税法上考慮されるべきか否かであった。Laro 判事は、まず、暫定所得税規則 § 15a.453-1 (c) (3) の意義を検討する。この規則は、contingent payment sales についての会計方法として、割賦基準を用いることを一般ルールとする。しかし、割賦基準を用いると基準価格の回収が実質的かつ不適切に遅すぎることになる場合 (substantially and inappropriately defer recovery of basis) について、納税者に別の会計方法を用いることを要求する内国歳入庁長官の明文の権限は定められていない。そして、一般に内国歳入庁長官は、ある会計方法が所得を明白に反映しているか決定する広範な裁量を有するが、本件において内国歳入庁長官はこの裁量を行使していないと認定する。

Laro 判事は、次に、「納税者は、経済的実質を欠く取引からの架空の損失 (phantom losses) を認識することは認められていない」¹⁰⁷⁾ と述べ、ACM がキャピタル・ロスを創出しようとして行った一連の投資と処分が「経済的実質」を有していたかどうかを検討する。そして、一般論として、「税法は、意図された取引が、独立かつ、税負担の軽減によって達成される経済的利益とは区別される経済的実質を有することを求める。納税者が、連邦議会によって意図されていないタックス・ベネフィットを、税負担の軽減以外の経済的目的を果たさない取引によって請求しようとする場合、経済的実質主義の法理が適用され、司法的救済が保証される」¹⁰⁸⁾ と述べ、納税者の主張する取引の目的と、期待される利益について検討した。その上で、当該取引は、税以外の有益な目的を果たすことが意図されず、課税前利益を生むことが合理的に期待されないとして、主観的な要件も充足しないとした。その結果、租税裁判所は「納税者は、売却の目的上、経済的に内在するものではなく、納税者が操作および税法の濫用を通じて人為的に創出したキャピタル・ロスの利益を得

106) *Id.* at 243.

107) *ACM Partnership*, 73 T.C.M. at 2215.

108) *Id.*

ることを望んだ」¹⁰⁹⁾と認定し、取引にはいかなる経済的実質も存在しないと判断した。

第二審の第三巡回区控訴裁判所も、原判決を支持した。控訴裁判所は Gregory 事件連邦最高裁判決および Goldstein v. Commissioner 事件第二巡回区控訴裁判所判決¹¹⁰⁾を分析し、「裁判所は、取引がその形式の表章する経済的実質を有するかどうかを決定するために、取引の実質を見なければならぬ、なぜならば、その形式にかかわらず、経済的実質を欠く取引は税法上無視されなければならず、控除可能な損失の基礎となり得ないからである」¹¹¹⁾と述べた。その上で、「納税者の取引が税法上尊重されるのに十分な経済的実質を有するかどうかの審査は、『取引の客観的な経済的実質』および取引の背後にある『主観的な事業上の動機』の両方を満たす必要がある」¹¹²⁾とした。

控訴裁判所は、まず、客観的側面の分析について、以下の通り従来の判例法を定式化する。「納税者の取引の経済的実質を評価する際、裁判所は『取引が所得税上の損失を創出する以外の実際的な経済的効果を有しているか』¹¹³⁾を調査し、『自らの税負担の軽減する以外の(納税者の)利益にほとんど影響を与えなかった』¹¹⁴⁾ために『税以外の実質』を欠く

109) *Id.*

110) Goldstein v. Commissioner, 364 F.2d 734 (2d Cir. 1966). この事件は、高額な宝くじに当選した納税者が、銀行から資金を借り入れ、受取利子非課税のアメリカ国債に投資することで、宝くじの当選金を相殺する支払利子控除を得ようとしたものである。争点は、Knetsch 事件と同様、納税者から銀行への支払いが、1954年内国歳入法典 163条(a)の定める「債務の利子」に該当するか否かであった。この点について、第二巡回区控訴裁判所は、「納税者が、支払利子控除のタックス・ベネフィットを得るという納税者の欲求 (desire) 以外に、実質または目的が存在しない取引に参加するために資金を借り入れた」(*Id.* at 741-42)場合は控除が認められないと判示し、本件取引には実質も目的も存在しないと、納税者の支払利子控除を認めなかった。

111) *ACM Partnership*, 157 F.3d at 247.

112) *Id.* at 247.

113) Jacobson v. Commissioner, 915 F.2d 832, 837 (2d Cir. 1990). この事件は、納税者がリミテッド・パートナーシップに参加し、当該リミテッド・パートナーシップが資金を借り入れ、映画フィルムを取得することで、支払利子等で損失を生み出し、パートナーである納税者が持分に依じて損失の配賦を受けようとしたものである。第一審租税裁判所は、この取引には事業目的も租税以外の利益獲得可能性もないため、経済的実質がないとして納税者を敗訴させたが、第二巡回区控訴裁判所は納税者が租税回避を意図したとしても、経済的に実体のある債務と関係する利子は控除が認められるとして、原判決を覆した。

114) *Knetsch v. United States*, 364 U.S. 361, 366 (1960).

取引の課税結果を認識することを拒絶してきた」¹¹⁵⁾。そして、本件については、ACM が Citicorp の債券を購入し、約 1 ヶ月でその一部を第三者に譲渡したことを捉え、「これらの取引は ACM の純粋な経済的ポジションに名目的、付随的な効果しかもたらさなかった」¹¹⁶⁾と判断した。

また、主観的側面の分析については、Goldstein 事件第二巡回区控訴裁判所判決および United States v. Wexler 事件第三巡回区控訴裁判所判決¹¹⁷⁾を引用し、取引には事業目的または利益獲得動機が必要であるとした。そして、本件の取引について詳細な事実認定を行い、事業目的または利益獲得動機が存在しないと判断した。その結果、控訴裁判所は、客観面でも主観面でも経済的実質が存在しないとする原判決を支持した¹¹⁸⁾。

ACM Partnership 事件は、経済的実質主義を、タックス・シェルターを封じる法理として用いたものである。この判決以降、急増するタックス・シェルターへの対抗策として経済的実質主義が普及していくこととなる。また、3 で述べる通り、ACM Partnership 事件については、租税裁判所判決および控訴裁判所判決の文言が、経済的実質主義の制定法化の際に条文のベースとなったとされている。

2.1.6 Compaq Computer Corporation v. Commissioner 事件¹¹⁹⁾

1992 年 7 月、原告 Compaq Computer Corporation (以下「Compaq」と

115) *ACM Partnership*, 157 F.3d at 248.

116) *Id.* at 250.

117) *United States v. Wexler*, 31 F.3d 117 (3d Cir. 1994). この事件では、パートナーシップの業務執行パートナーが、受取利子非課税のアメリカ国債等の満期レポ取引 (repo to maturity transaction) を繰り返し、債券の受取利子よりも買戻し時の支払利子が高額となるように仕組むことで、他の利益を相殺する支払利子控除を生み出したことが租税詐欺 (tax fraud) にあたるとして起訴された。第一審ニュージャージー州連邦地方裁判所は、当該取引には支払利子控除を生む真の債務が存在すると認定したが、第三巡回区控訴裁判所は、取引が経済的実質を欠き、事業目的または利益獲得動機も存在しないと判断し、虚偽 (sham) 取引であると判断した。

118) ただし、控訴裁判所判決は、ACM の経済的損失について、LIBOR 債券に関して実際に生じた損失の限度で控除を認める点で、原判決を一部覆す。

119) *Compaq Computer Corporation v. Commissioner*, 113 T.C. 214 (1999), *rev'd*, 277 F.3d 778 (5th Cir. 2001). 本件に関する文献として、David P. Hariton, *The Compaq Case, Notice 98-5, and Tax Shelters: The Theory is All Wrong*, 94 TAX NOTES 501 (2002)、今村隆「租税回避についての最近の司法判断の傾向 (その 1)」租税研究 684 号 87 頁 (2006) がある。また、同時期に、同じプロモーターが販売した同種のスキームに関する事件として、*IES Industries v. United States*, 253 F.3d 350, 358 (8th Cir.2001) がある。

いう。)は、所有していた非関連会社の株式を譲渡したことで、2億3168万2881ドルの長期キャピタル・ゲインを認識した¹²⁰⁾。Compaqが巨額の長期キャピタル・ゲインを得たことを知った投資会社 Twenty-First Securities Corporation (以下「Twenty-First」という。)は、Compaq に対し ADR (米国預託証券) を用いた租税裁定取引を行うように勧誘した¹²¹⁾。

この勧誘に応じた Compaq は、Twenty-First のプランニングに従い、9月16日にオランダ法人 Royal Dutch Petroleum Company (以下「Royal Dutch」という。)の ADR を配当落ち前に8億8757万7129ドルで購入した¹²²⁾。そして、Compaq はこの ADR を、配当落ち後直ちに8億6841万2129ドルで元の所有者に転売した¹²³⁾。ADR の購入から転売までの時間は、14時58分から16時までの1時間2分であった¹²⁴⁾。10月2日、Royal Dutch から Compaq に対し、2254万5800ドルの配当が支払われたが、米蘭租税条約に基づき15% (338万1870ドル) が源泉徴収されたため、配当の純額は1916万3930ドルであった¹²⁵⁾。

1992年の申告書で、Compaq は Royal Dutch ADR の購入および転売による損失2065万2816ドルを、短期キャピタル・ロスとして申告し、キャピタル・ゲインと相殺した。また、同時に、2254万6800ドルの配当所得を申告し、338万2050ドルの外国税額控除を請求した¹²⁶⁾。

このスキームでは、Compaq が配当直前に株式を入手し、配当直後に手放すことでキャピタル・ロスと配当を手に入れることができるため、事実上、事前に生じていたキャピタル・ゲインを、通常所得に転換することが可能となる (すなわち、受領した配当額とキャピタル・ロスの額はほぼ同額であるから、株式入手・売却による経済的な損益はほとんど生じない。キャピタル・ロスは Compaq の有する巨額の長期キャピタル・ゲインを相殺し、通常所得たる配当のみが残ることになる)。また、受取配当が国外源泉であるため、外国税額控除の控除枠も創出することが

120) *Compaq*, 113 T.C. at 215.

121) *Id.*

122) *Id.* at 217.

123) *Id.*

124) *Id.* at 218.

125) *Id.* at 219.

126) *Id.*

できる。

第一審租税裁判所における争点は、Compaq が ADR を取得直後に売却したことが、経済的実質を欠いているか否かであった。租税裁判所の Cohen 判事は、まず、ADR 取引が経済的リスクを除去するように設計されていたこと、「Compaq が、予定された連邦所得税の課税結果を除いて ADR 取引から利益を得る合理的可能性を有していなかった」¹²⁷⁾ こと、そして、「Compaq は、Royal Dutch の ADR を売買することについて、外国税額控除の形式で連邦所得税のタックス・ベネフィットを得る一方で、以前に認識したキャピタル・ゲインを相殺することを除いて、事業目的を有していなかった」¹²⁸⁾ ことを認定した。

その上で、Frank Lyon 事件連邦裁高裁判決を引用し、「経済的実質を有する多数当事者間取引であり、事業または規制のために強制または促進され、租税とは無関係な考慮が含まれている取引であり、租税回避の特質によって形成されたのではない場合、尊重されなければならない」¹²⁹⁾ と述べ、「税を最小化するために真の経済的損失を帰結する、または税務上有利な方法で事業上の取引をアレンジすること」¹³⁰⁾ と、「単に無関係な所得に対する税負担を軽減するためだけに損失を生む取引に参加すること」¹³¹⁾ を区別する。そして、Saviano v. Commissioner 事件第七巡回区控訴裁判所判決¹³²⁾ から「税を最小化するために業務 (affair) をアレンジする自由は、内国歳入庁および裁判所が協力する場合を除いて、『架空の金融取引 (financial fantasy)』に参加する権利を含まない。内国歳入庁長官および裁判所は、取引の不自然な形式を超えて経済的実質を検討し、それに従って税法を適用することが認められ、事実上その

127) *Id.* at 220.

128) *Id.*

129) *Id.*

130) *Id.*

131) *Id.*

132) *Saviano v. Commissioner*, 765 F.2d. 643 (7th Cir. 1985). この事件は、納税者がタックス・シェルターのプロモーターを通じて天然資源の鉱区を取得し、プロモーターからの借入金およびオプションの売却収入を鉱区の開発に投資することで、これらの投資が、1954 年内国歳入法典 616 条 (a) の「開発費 (development expenditure)」にあたるとして控除を得ようとしたものである。争点は、プロモーターからの借入れおよびオプションの売却が実際に行われた取引か否かという点であった。第七巡回区控訴裁判所は、これらの取引の実質を分析し、借り入れおよびオプションともに架空であるとの判断を下した。

義務がある」¹³³⁾との判示を引用する。

そして、本件については、外国税額控除を除けば、経済的利益の見込みがなかったことを認定し、「市場リスクを含まない取引は経済的に実質のある取引とはいえない」¹³⁴⁾とした上で、リスクが存在しないことも認定した。また、外国税額控除については、国際的二重課税の防止と国際取引を促進するためのものであり、連邦議会の意図は、ADR取引のような、アメリカでの税負担を軽減するために外国税額控除を操作する取引を促進または容認するものではないと判断している。その結果、租税裁判所は、納税者を敗訴させた。

一方、第二審第五巡回区控訴裁判所の Edith H. Jones 判事は、租税裁判所の判決を覆し、納税者勝訴の判決を下した。Jones 判事は、まず、Frank Lyon 事件連邦最高裁判決および Rice's Toyota 事件第四巡回区控訴裁判所判決を引用し、「取引を虚偽 (sham) と扱うためには、裁判所は、納税者が取引に参加する際、タックス・ベネフィットを得る以外の事業目的によって動機づけられていないか、そして、取引が課税前利益の合理的な可能性が存在しないために、経済的実質を有していないかどうかを検討する」¹³⁵⁾と述べる。その上で、Jones 判事は、「租税裁判所は、Royal Dutch の配当総額を無視し、したがって、ADR 取引における Compaq の課税利益を無視したことで、法律上の問題として誤った」¹³⁶⁾、また、「Compaq の課税後所得を算定する際に、340 万ドルのアメリカの税額控除を算入しなかったことでも誤った」¹³⁷⁾として、原判決を批判する。

そして、Jones 判事は、経済的実質については、外国税とアメリカの税とは全く同等に考慮されるという立場をとり、課税前所得の計算について、オランダによって源泉徴収された部分も所得に含まれると判断している。また、課税後所得の計算についても、アメリカによって認めら

133) *Compaq*, 113 T.C. at 221. なお、この引用部分は、Gregory 事件で Hand 判事が判示した「誰もが、税が可能な限り軽くなるように自らの業務 (affairs) をアレンジすることができる。自らの税を増加させる愛国主義的義務さえ存在しない」(*Gregory*, 69 F.2d at 810) との原則を前提に、納税者への忠告として述べられたものである (*Saviano*, 765 F.2d. at 654)。

134) *Compaq*, 113 T.C. at 223.

135) *Compaq*, 277 F.3d at 781.

136) *Id.* at 784.

137) *Id.* at 785.

れる外国税額控除を考慮すべきであるとし、そのような計算方法に基づけば、ADR 取引には経済的実質が存在すると判断した。さらに、事業目的については、ADR 取引から利益が得られる見込みがあり、この取引にリスクが存在したと認定し、事業目的が存在したと判断した。その結果、控訴裁判所は、ADR 取引が税法上有効であるとの結論を下した。

この事件では、課税前利益の算定の際に、外国税を控除すべきか否かの判断について、租税裁判所と控訴裁判所で判断が分かれている。租税裁判所が、外国税を控除すべきであるとの内国歳入庁長官の主張を認め、取引の経済的実質を認めなかったのに対し、控訴裁判所はこの判断を斥けている¹³⁸⁾。このような解釈上の差異によって、内国歳入庁が逆転敗訴したことが、経済的実質主義の制定法化へとつながった可能性が指摘されている¹³⁹⁾。

2.1.7 Coltec Industries, Inc. v. United States 事件¹⁴⁰⁾

1996年当時、原告 Coltec Industries, Inc. (以下「Coltec」という。)は多数の子会社を有する上場会社であった¹⁴¹⁾。同年、Coltec は事業の一部を売却し、約2億4090万ドルのキャピタル・ゲインを得た¹⁴²⁾。そのため、Coltec はこの利益を相殺する戦略を議論するために会計事務所 Arthur

138) この点について、今村教授は、Compaq 事件の控訴裁判所判決は、外国税については単なる取引コストではなく、自国の税と同じものであるとの考え方に立脚していると解している(今村・前掲注(119)101頁)。なお、日本において同様に外国税額控除を利用したスキームが争われた、前掲注(13)のりそな銀行事件最高裁判決(最判平成17年12月19日民集59巻10号2964頁)は、問題となるスキームは「取引自体によっては外国法人税を負担すれば損失が生ずるだけであるという本件取引をあえて行うというもの」であると判示している。これは、外国税額を課税前利益から控除すべきコストととらえていると考えられる。

139) 矢内一好「米国税法における経済的実質原則(3)」商學論纂54巻5号533頁、543頁(2013)。

140) Coltec Industries, Inc. v. United States, 62 Fed.Cl. 716 (2004), *vac'd and rem'd*, 454 F.3d. 1340 (Fed.Cir. 2006), *cert. denied*, 127 S. Ct. 1261 (2007)。本件に関する文献として、David B. McGinty, *Economic Substance, Business Purpose, and Tax Avoidance in Section 351 Contingent Liability Transactions After Black & Decker, Coltec, and Hercules*, 36 CUMB. L. REV. 1 (2005)、Elliot P. Fitzgerald, *The Economic Substance Doctrine, Rules, and Standards: United States v. Coltec Industries and Its Aftermath*, 17 FED. CIR. B.J. 529 (2008)、岡村・前掲注(22)がある。

141) Coltec, 454 F.3d. at 1343.

142) *Id.*

Andersen のアドバイザーと接触した¹⁴³⁾。

Arthur Andersen は、キャピタル・ロスを生み出すために、従来から用いられてきた取引を提案した¹⁴⁴⁾。その取引は本質的に三つの段階を含んでいる。第一に、親会社が、休眠子会社を特別目的事業体に再編成する¹⁴⁵⁾。第二に、親会社が、資産および不確定債務を新たに再編した子会社に、その子会社株と引き換えに譲渡する。最後に、親会社は株式を第三者に名目上の額で売却する¹⁴⁶⁾。親会社は、その株式の基準価格について、子会社に譲渡した資産と同じ額を取るが、子会社が引き受けた債務によって（債務が不確定であるために）減じられない¹⁴⁷⁾。親会社は、株式の売却から十分なキャピタル・ロスを得る、なぜならば、株式の売却価格はその基準価格よりも極端に低いからである¹⁴⁸⁾。

Coltec は Arthur Andersen の提案を魅力的に感じた。なぜならば、Coltec はこの種の取引に必要な不確定債務、すなわち、アスベスト責任を有していたからである¹⁴⁹⁾。長年、アスベストは、様々な製品の製造に広く用いられてきたが、1970年代以来、アスベストの製造業者および販売業者は、後にアスベスト関連疾患を患った労働者その他の個人からの多数の訴訟に直面した¹⁵⁰⁾。Coltec は、その子会社の Garlock Inc.（以下「Garlock」という。）および Garlock の子会社の Anchor Packing Company（以下「Anchor」という。）が、かつてアスベスト製品を製造販売していたため、アスベスト訴訟の危険にさらされた¹⁵¹⁾。実際、1990年代初頭までに、Garlock および Anchor は 10 万件のアスベスト訴訟の被告となった¹⁵²⁾。

そこで、Coltec は、Arthur Andersen の提案を実行することを決定した¹⁵³⁾。Coltec は、第一段階として、休眠子会社 Pennsylvania Coal and

143) *Id.*

144) *Id.*

145) *Id.*

146) *Id.*

147) *Id.*

148) *Id.*

149) *Id.*

150) *Id.* at 1343-44.

151) *Id.* at 1344.

152) *Id.*

153) *Id.*

Coke を「Garrison Litigation Management Group, Ltd」(以下「Garrison」という)に改称し、1399万9800ドルの支払いと引き換えに、Garrisonに普通株9万9800株およびA種普通株130万株をColetecに発行させた¹⁵⁴⁾。別の取引において、Garrisonは普通株10万株(Garrisonの持分の約6.6%にあたる)をGarlockに発行し、Garlockに対するアスベスト関連訴訟を処理する全ての経営上の責任を引き受けた¹⁵⁵⁾。Garrisonはまた、Garlockに対するアスベスト関連訴訟に関して生じたすべての損失および債務を引受け、Garlockをそれらから保護することに同意した¹⁵⁶⁾。GarlockはGarrisonに対し、全発行済Anchor株、アスベスト訴訟に関する記録および保険証券ならびに備品を譲渡した。Garlockはまた、3億7500万ドルで他の子会社Stemco, Inc.(以下「Stemco」という)からGarrisonに約束手形を譲渡した¹⁵⁷⁾。事実上、3億7500万ドルは、Anchorの債務を含む、Garlockの予測される将来のアスベスト責任をカバーするように算定されており、したがって、GarrisonはGarlockの潜在的なアスベスト責任を約3億7500万ドルの約束手形と引き換えに引き受けたことになる¹⁵⁸⁾。最後の段階で、GarlockはGarrison株10万株全てを二つの銀行に50万ドルで売却した¹⁵⁹⁾。

Coltecはこの取引の後、Garrison株の約93%を所有し続けた。その1996年の連結申告書において、Coltecは、GarlockにとってのGarrison株の基準価格を3億7920万ドルとした上で、株式を50万ドルで売却した時、3億7870万ドルのキャピタル・ロスを請求した¹⁶⁰⁾。このキャピタル・ロスは税法上でのみ認識され、会計上は認識されなかった¹⁶¹⁾。Coltecは、請求したキャピタル・ロスの控除が認められなかったため、不足税額を納付した後、還付を求めて訴訟を提起した。

第一審連邦請求裁判所のBraden判事は納税者を勝訴させた。その理由付けにおいて、Braden判事は、Scalia判事の著書『A Matter of

154) *Id.*

155) *Id.*

156) *Id.*

157) *Id.*

158) *Id.*

159) *Id.*

160) *Id.*

161) *Id.*

Interpretation: Federal Courts and the Law (解釈の問題—連邦裁判所と法)』から、裁判所は制定法を、それらが意味すべきものではなく、連邦議会が記述した通りに解釈しなければならないとの主張を引用した¹⁶²⁾。その上で、「伝統のある三権分立のシステムによれば、連邦税法がどのように経済的厚生を生み出すために用いられるかを決定すべきなのは裁判所ではなく、連邦議会である」、「納税者が連邦議会によって制定された全ての制定法上の要件を充足した場合、『単に内国歳入法典に従うこと (mere compliance with the Code)』に打ち勝つために『経済的実質主義』を利用することは、三権分立に違反する」¹⁶³⁾と述べ、経済的実質主義の適用を明確に否定した。

これに対して、第二審連邦巡回区控訴裁判所の Dyk 判事は、「我々は、連邦最高裁および我々の前身たる裁判所が経済的実質主義の法理は法的拘束力が無いと認識してきたことを前提とするとしても、法理が何らかの形で違憲であるとの主張に同意することはできない」¹⁶⁴⁾と述べ、経済的実質主義の適用が三権分立に反するとした原判決を否定した。そして、「連邦最高裁は、司法権が、制定法の目的に実効性を与えるためにその文言を超える場合には、三権分立には反しないと明確に判断してきた」¹⁶⁵⁾として、Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. v. Curran 事件連邦裁高裁判決¹⁶⁶⁾を以下の通り引用する。「裁判所は、明確に定義された権限をもたらず歴史的先例 (historic antecedent) から成る組織である。裁判所は、制定法上の義務を執行するための一般的な救済措置 (remedy) について、明文の制定法上の権限を必要としない。連邦議会によって宣言される義務は、明確な承認がないからといって消滅するものではない。・・・我々の機能は、制定法の文言および目的、ならびに裁判所が

162) *Coltec*, 62 Fed.Cl. at 755.

163) *Id.* at 756.

164) *Coltec*, 454 F.3d. at 1354.

165) *Id.*

166) *Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. v. Curran*, 456 U.S. 353 (1982). この事件は、Merrill Lynch との商品取引一任契約で多額の損失を被った原告が、Merrill Lynch による勧誘が商品取引所法 (Commodity Exchange Act) などの制定法に違反するとして、いわゆる「黙示の私的訴権 (implied private right of action)」にもとづき損害賠償を求めたものである。連邦最高裁は、黙示の私的訴権の明文規定はないが、そのような場合でも裁判所は救済を行うことができるとして、原告の損害賠償請求を認めた。

法的義務の実行を強いる伝統的モデルに照らしていかなる救済措置が適切であるか決定することである。民事責任が制定法の目的を達成するのに適切である場合、裁判所は、明確に権限が与えられないからといって、この伝統的な救済措置を否定されない¹⁶⁷⁾。

そして、本件の経済的実質主義については、「経済的実質主義の法理は単に、制定法に文言通り従うにもかかわらず、取引が経済的実質を欠くことに基づいてタックス・ベネフィットが認められないとする、連邦議会の目的を達成する司法上の道具にすぎない¹⁶⁸⁾」として、経済的実質主義の法理が違憲であるとの原判決には根拠が無いと結論付けた。

2.2 小括

以上の通り、判例法理としての経済的実質主義は、Knetsch 事件連邦最高裁判決が提示した、経済的実質を欠く取引を虚偽 (sham) とする法理に、Gregory 事件連邦最高裁判決が提示した事業目的法理が組み込まれることで誕生した。この点は、Frank Lyon 事件連邦最高裁判決を引用・解釈した Rice's Toyota 事件控訴裁判所判決が明らかにしており、経済的実質を判断する二分岐のテストとして、「経済的実質の存在」(客観的要件) および「事業目的の存在」(主観的要件) が必要であるとされた。その後、経済的実質主義は、セール・アンド・リースバック、パートナーシップ、ADR 取引といった多様なタックス・シェルターへの対抗策として下級審において活用され、判例法理として定着していった。このような経緯で成立した経済的実質主義は、無関係な判例法理を掛け合わせで一般的否認規定を生み出した「雑種 (bastard)」とも評されている¹⁶⁹⁾。すなわち、アメリカでは、個別否認規定の限界に対して、連邦議会が制

167) *Coltec*, 454 F.3d. at 1354.

168) *Id.* なお、この控訴裁判所判決が、「制定法の目的」や「連邦議会の意図」といった語を繰り返し述べていることについて、岡村教授は「規定の文言には書かれていない議会の意図、立法の目的を、少なくともこの事件の裁判官達ははっきり理解している、という一種の自信が読み取れる」(岡村・前掲注 (22) 148 頁) とし、立法資料の乏しい日本で同様の判断ができるのかとの問題を指摘する。

169) Jasper L. Cummings, Jr., *The Sham Transaction Doctrine*, 145 TAX NOTES 1239 (2014).

定法による一般的否認規定を定めるのではなく、裁判所が一般的否認規定に相当する経済的実質主義を創り出してきたのである。

このように、アメリカでは、一般的否認規定に相当する判例法理である経済的実質主義が定着する一方で、2000年ごろから、連邦政府および連邦議会において、この法理を制定法化する動きが始まった。この点については、次の「3 制定法化までの経緯と議論」で詳述する。